

広島女学院大学総合研究所年報

〔電子版〕

Vol. 25



広島女学院大学総合研究所

2021

目 次

I.	はじめに	所長 柚木 靖史	(1)
II.	2020年度広島女学院大学学術研究助成【研究概要報告】		
	◇個人研究◇		
	[一般]		
	・ Investigating the productive and receptive dimensions of second language learners' vocabulary knowledge: focusing on reading and writing.	ジョージ・ヒギンボサム	(2)
	・ Implementing Virtual Reality technology in second language acquisition in a higher education setting and assessing non-linguistic aspects from students	ダビッド・フェリクス	(6)
	・ Investing Attitudes and Strategies Towards Extensive Reading in the Digital Era	マーシャル・ベック	(8)
	・ Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report	ロバート・ドーマー	(10)
	・ Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age	ダニエル・ホフム	(14)
	・ 感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—	植西 浩一	(16)
	・ 地域における行事を軸としたESDのための教材開発	檜崎 久美子	(18)
	・ アクティブ・ラーニングの学習効果—学習方法別の学習効果について—	中田 美喜子	(19)
	・ 前川國男の建築作品における屋外空間の展開	塚野 路哉	(23)
	・ 沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン	真木 利江	(24)
	・ 転写活性非依存的な転写因子 NF- κ B のハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析	土谷 佳弘	(25)
	・ 実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響	青山 翔	(27)
	[学会発表]		
	・ 医療用X線防護衣の開発に関する研究	熊田 亜矢子	(28)
	◇共同研究◇		
	[一般]		
	・ 障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発	渡部 佳美	(29)
III.	2019年度及び2020年度(学会発表)広島女学院大学学術研究助成【研究成果報告一覧】		(31)
IV.	2020年度広島女学院大学学術研究助成【交付一覧】		(32)
V.	2020年度科学研究費助成事業【交付一覧】		(33)
VI.	関係規程		(34)

I . はじめに

所長 柚木靖史

本研究所は、広く人文・社会、自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献するとともに、地域社会に寄与することを目的としています。

本研究所においては、文部科学省から強く求められている、公的研究費の不正使用への防止対策、および研究における不正行為防止の実施母体として、その責任を果たすため、研究倫理 e ラーニングの合格を教員全員に義務づけています。また、全ての教員が、本学の研究全般を統括する学長に対して、不正防止に係る誓約書を提出し、学外及び学内に関わらず全ての研究費を公正かつ効率的に使用し、研究において不正行為を行わないことを約束し、学長の承認を得て研究を開始することにしてしています。さらに、本研究所では、不正行為防止を徹底するために、科研費への申請希望者を対象に、事前に本研究所主催の説明会を開催し、さらに、全学教授会において科研費に係る情報の周知徹底を図っているところです。

さて、2019 年度の広島女学院大学学術研究助成の交付件数は、「個人研究」が 12 件、「共同研究」は 2 件、「学術出版助成」は 1 件でした。なお、「学会特別助成」は申請がありませんでした。なお、2020 年度の広島女学院大学学術研究助成については、個人研究が 13 件、共同研究が 1 件、学術図書出版助成が 0 件、学会特別助成が 0 件でした。本報告書は、2019 年度の広島女学院大学学術研究助成に係る成果報告書です。どうぞご高覧のうえ、ご批評賜ればと存じます。

また、2019 年度科学研究費助成事業の採択は 1 件で、継続分を含めて 12 件でした。ほかに分担金の配分が 5 件ありました。また、公益財団法人による研究助成金の交付が 2 件ありました。『広島女学院大学論集』（2019 年度版）を刊行し 3 編の論文を掲載することができました。2020 年度の採択は、新規が 3 件、継続が 8 件でした。また、広島女学院大学論集には 4 編の論文が掲載されました。

引き続き、広島女学院大学学術研究助成が科学研究費助成事業やその他の研究助成の採択につながるよう、研究活動の支援をしてみたいと存じます。

本研究所においては、今後もより一層の不正行為防止の徹底と研究倫理の啓発を進めて行くとともに、本学における研究活動の推進のための支援に努めてまいる所存です。今後とも、みなさまのご支援とご鞭撻のほど、何卒よろしくごお願い申し上げます。

Ⅱ. 2020年度広島女学院大学学術研究助成 【研究概要報告書】

〔個人研究-一般〕

Investigating the productive and receptive dimensions of second language learners' vocabulary knowledge: focusing on reading and writing.

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 ジョージ・ヒギンボサム

1. Research Purpose (研究の目的)

This research project is two parts.

One part is concerned with second language (L2) reading and is intended to complement research currently being undertaken (Hougham, 2020) into the impact of extensive reading within Hiroshima Jogakuin University's (HJU) Basic English classes. As more extensive reading is gradually introduced into these classes, it is of interest to explore the assumed language learning gains. Specifically, to establish what gains in vocabulary students can expect after completing a yearlong extensive reading component in this required English course. In the first phase of the project, the research questions addressed in the reading strand were:

RQ1.1. Is there a correlation between the amount students read over a 1-year period and scores on pre- and post-course tests of receptive vocabulary knowledge?

RQ1.2. Is there a threshold amount of reading that students need to achieve in order to make measurable gains in their vocabulary?

The other part of this project is concerned with written vocabulary knowledge, and entails analysis of a corpus of L2 learner writing in collaboration with colleagues at Queen Mary University of London (QMUL) and Hiroshima University, in order to better understand the lexical aspect of L2 essay writing, and ultimately, develop resources to improve pedagogy. Following work by Treffers-Daller and colleagues (2016) on using Lexical Diversity (LD) measures to predict scoring of L2 learner essays, the initial aim was to establish the effect of lemmatizing the data prior to analysis. We also intended to evaluate the effectiveness of the various LD measures (using a small dataset) that we will be used in a larger dataset that (due to Covid19 restrictions) we have not been able to collect yet.

In the first phase of the project, specific research questions addressed in the writing strand were:

RQ2.1 Do measures of lexical diversity predict scores on a hand-marked essay?

RQ2.2 What are the effects of flemmatization on LD measures?

RQ2.3 Can sophisticated measures better predict IELTS bands than basic measures?

2. Research Methods (研究方法)

Reading. To answer RQs 1.1 and 1.2, quantitative data were collected using MReader <https://mreader.org/> and <https://xreading.com/> for 160 students at HJU. The explanations of these online systems were in the student's L1 (Japanese). These systems check that students have read books thoroughly by giving them a quiz for each book, they also keep a cumulative record of how many words each student has read. The books that students read were graded-readers that have been written using a restricted (high-frequency) vocabulary. Students were able to borrow these books from HJU's library, an online library available from Xreading.com, and also directly from the teachers in their classes. The MReader and Xreading sites allowed a running total to be compiled for how many words each student read over the year. The vocabulary size test (VST) data were collected using Google Forms. Students took identical tests in May 2020 and February 2021. The VST (Nation & Beglar, 2007) scores for each student were compiled in a spreadsheet alongside the amounts they had read in each semester. The difference in pre and post VSTs were calculated: these values were correlated (Pearson) with the cumulative amount each student had read over the year.

Writing. To answer RQ 2.1 – 2.3, 75 essays (25 at each IELTS band) were analysed in collaboration with colleagues at Hiroshima University. The initial step was to select 200-word sections of text from each of the essays (using a Python program that also flemmatized and cleaned the data) and then compare 6 Lexical Diversity measures with three bands that these essays had been assigned to in hand-grading (IELTs 6.5, 7, 7.5). Of these 6 measures, 3 (Types, TTR, Guiraud's Index) were categorized as *basic* measures and 3 (D, MTLN and HD-D) were categorized as *sophisticated*. The LD scores were calculated using both unflemmatized and flemmatized data. Also, each of the 6 LD measures of the essay data were then analysed for variance (ANOVA) within each band.

3. Research Progress and Results (研究経過と成果)

Reading

Directly responding to RQ1.1, for the whole group (160 students at HJU) there was not a statistically significant correlation between the amount read and their VST score. There was however a positive and statistically

significantly correlation for those students (26) who had read over double the class requirement ($r=0.41$; $p>0.05$). By calculating the effect size (r^2), we can infer that 17% of the variance of the VST scores are shared by the number of words read. This informs RQ1.2 (establishing reading thresholds) in that the Basic English class goals of 10,000 words per semester for non-English majors and 20,000 words per semester for English majors were not enough to affect vocabulary as measured by the VST. However, when students read over double this amount ($>20,000$ words or $>40,000$ words respectively) then gains in vocabulary could be detected by the pre- and post-course VST measure.

Writing

Directly responding to RQ2.1 and 2.2, the LD measures were able to predict the hand-graded scores, and were better discriminated by the flemmatized data. For RQ2.3, the *basic* measures were better at predicting the IELTS bandings.

4. Presentations (学会発表)

The results of the initial findings in the writing strand were presented at an international (online) conference 5th September 2020.

Thwin, M, Clenton, J., & Higginbotham, G. (2020). Can Lexical Diversity measures discriminate between IELTS bands? Hiroshima Vocabulary Acquisition Research Group Annual Conference.

5. Future Plans (今後の予定)

While it was possible to pursue the reading strand during the Covid19 pandemic, work on the writing strand was limited by not being able to collect fresh data from QMUL. Although a pilot study on the LD measures was completed (using a small dataset from an earlier cohort) it is anticipated that work on the writing strand can be pursued on a broader scale from August 2021, with a much larger (800+ student) dataset that will include not only written data but also spoken data. Permission from the QMUL ethics committee and QMUL management has already been confirmed to do this. While waiting for the larger QMUL dataset, work will begin on writing up the results of the experiment in the reading strand and submitting these results to a suitable journal (e.g. *Reading in a Foreign Language*). As the findings from the reading strand have pedagogic implications, the results will be presented at a suitable EFL conference (e.g. JALT Annual Conference, Shizuoka, November 2021).

References

- Hougham, D. (2020) Investigating the Effect of MReader Quizzes on Japanese University Students' Attitudes Toward Reading in English. *Extensive Reading World Congress Proceedings*, 5, 137-155.
- Nation, I.S.P. and Beglar, D. (2007) A vocabulary size test. *The Language*

Teacher, 31(7), 9-13.

Treffers-Daller, J., Parslow, P., & Williams, S. (2016). Back to basics: How measures of lexical diversity can help discriminate between CEFR levels. *Applied Linguistics*, 39(3), 302-327.

〔個人研究-一般〕

Implementing Virtual Reality technology in second language acquisition in a higher education setting and assessing non-linguistic aspects from students

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 ダビッド・フェリクス

Does Virtual Reality Live Up To University Students' Expectations?

Does virtual reality live up to university students' expectations and should it be implemented at all levels; an attitudinal comparative study with extensive reading? Given that most international flights were grounded in 2020, we decided to put on VR headsets and visit Paris, Space and beyond. A screening questionnaire showed that students were thrilled to try this new technology in class and the attitudinal response was then compared to extensive reading to measure its relative success.

The participants were 140 first- and second-year Japanese university students enrolled in a basic compulsory English course where both Extensive Reading(ER) and Virtual Reality (VR) approaches were implemented.

A screening questionnaire showed that students were thrilled to try VR technology in class. After only 3 classes using VR, students filled an attitudinal questionnaire based on a Likert scale to get their feedback. Around 8 VR classes were scheduled throughout the semester but due to coronavirus, the length of the experiment had to be shortened to 3 classes. The attitudinal response was compared to similar data on ER to measure the popularity of VR used as a tool to learn English. Beginner, intermediate and advanced levels all rated their VR experience above ER. Positive attitude towards the language has been shown in previous research to lead to increased motivation, which in turn results in better learning achievement. Based on this assumption it seems that VR does have a place in language learning at the university level.

Headset models used for this experiment:



Model 1



Model 2

Model 1 is made of cardboard and while being a logical choice when starting in the universe of virtual reality, its limitations quickly became obvious when many students were playing with this headset. Within 2 weeks, 5 out of the 25 models were damaged. Therefore model 2 was later chosen to offer a more resilient option to the cardboard model. The quality of the VR experience by the user was also enhanced and therefore supported the move to upgrade from model 1 to model 2.

Future Plans

The results will be presented at the JALT Annual Conference in Shizuoka later this year in November 2021. Students in the upcoming school year will also be able to experience Virtual Reality and 8 VR classes are planned in order to conduct a new research in VR.

References

Hougham, D. (2020) Investigating the Effect of MReader Quizzes on Japanese University Students' Attitudes Toward Reading in English. *Extensive Reading World Congress Proceedings*, 5, 137-155.

[個人研究-一般]

Investigating Attitudes and Strategies Towards Extensive Reading in the Digital Era

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 マーシャル・ペック

1. Background (背景)

Students were expected to complete extensive reading requirements for their English courses in spring 2020. However, due to the pandemic and switch to remote learning, traditional library materials were unavailable. To facilitate students' needs, the research utilized an online digital library and learning management system called Xreading (xreading.com) This allowed students to complete their reading requirements online, and allowed for students' reading data to be remotely monitored and collected.

2. Research Purpose (研究の目的)

The purpose of this research is to promote learner autonomy, active participation, and positive attitudes towards reading and learning English using online reading resources.

3. Research Methods (研究方法)

Using a “reading attitudes survey” as a pretest-posttest evaluation and Xreading learner data, the study investigated student attitudes towards extensive reading (ER) in English, the use of the Xreading platform, and a “Reading Challenge” contest that promoted further autonomous reading achievements.

4. Research Progress and Results (研究経過と成果)

This research has provided valuable data regarding changes in learner autonomy, active participation, and attitudes toward reading in English. By examining attitudes toward ER and Xreading quizzes, the data suggests positive trends in L2 reading attitudes as a result of the extensive reading program using digital tools. The results of the study suggest that:

- The 12-week extensive reading program, implemented with Xreading quizzes and digital readers, demonstrated significant positive changes in students' attitudes toward reading in English. The participants reported significantly increased levels of comfort, intellectual value, and linguistic value. Additionally, there were significant decreases in discomfort and anxiety from the pretest to the posttest.
- Results from the end of the second semester (autumn 2020) indicate that these trends continued from the pretest in semester 1 (May 2020) through the second posttest given at the end of semester 2 (January 2021).

- Many student participants reported that Xreading quizzes provided them with a sense of achievement and helped motivate them to achieve their reading goals.
- Xreading Challenge Contest participant interviews (n=17) were also conducted, and valuable qualitative data was collected. Responses to the reading contest were overall extremely positive, and suggested further positive changes in students' attitudes toward reading in English.

5. Publication of Research Results (研究成果の公表)

Research Papers (研究論文)

Hougham, D. G. C., & Peck, M. W. (manuscript in preparation). Extensive reading quizzes and reading attitudes in the digital/remote era. (共著). This manuscript delineates the semester 1 research results.

Presentations (学会発表)

Hougham, D. G. C., & Peck, M. W. (2021, March 8) Promoting positive learner attitudes towards reading in English through the use of digital graded readers [Conference Session], *The 3rd JACET Summer (47th) and English Education (8th) Joint Seminar* (online).

Hougham D. G. C. & Peck, M. W. (2020, October 17). To what extent can teachers promote positive learner attitudes towards reading English through the use of a digital library? [Oral presentation], *JACET Chugoku-Shikoku Fall Research Conference* (online).

〔個人研究-一般〕

Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report

人文学部 国際教養学科 准教授 ロバート・ドーマー

Climate change is one of the most serious crises/issues facing modern societies. Sustainability can be understood as having expanded in various respects: first, the issue has grown in importance and concern generally, occasioning major organizational and institutional responses at the state and interstate level (especially, the UN, and IPCC); second, the concept of ‘sustainability’ has expanded, especially subsequent to the Brundtland Commission’s report *Our Common Future* (WCED, 1987) to include not just ecological/environmental, but also social and economic analyses; finally, and very much as a corollary to the prior two expansive aspects, a wider, more inclusive research paradigm, harnessing the power of natural and social scientific methodologies, has emerged. Among these, climate change communication’ (e.g. Filho et al., 2010) has become established as a specific subfield of Science Communication, with applied linguistics methodologies being an important component of that research body. Among the texts subjected to such linguistics research methods, media communication/reporting has been a salient issue, yet the actual issuance of major pieces of climate communication, such as the WWF Living Planet Report (WWF 2004, 2008) and the IPCC Assessment Reports and occasional Special Reports (SR-Series) are relatively under-examined. This research project aims to first survey the existing methodological approaches, then apply them to the as-yet unexamined SR15 Special Report, which is arguably the single most important piece of climate communication in the public realm to date. As outlined above, there is expected potential for results that are importantly distinct from previous research in IPCC AR-Series Reports, but also, comparable to them. Much of the expected originality comes from the absence of any existing research on the SR15 Report, but also, the special nature of the report, the self-stated IPCC change in tack to become more policy-focused, and the immense amount of media coverage around the SP15-SPM mean there are numerous opportunities for genuinely original and interesting results. This approach also provides a synthesis of currently disparate methods across content analysis, discourse/genre analysis, ScaPoLine and other (un)certainty approaches, as well as the readability and sentiment comparisons.

The purpose of this research is to make a significant contribution to the emerging trend of linguistic analyses applied to climate change communication, especially those official reports issued by the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) AR-Series and SP-Series. The Recent Climate Change Special Report on Global Warming of 1.5° (IPCC, 2018) will be analyzed from framing, content, discourse

analysis, readability and sentiment analysis methodologies. Moreover, through establishing a multi-faceted framework for analysis, comparison to prior series of reports should be made possible, as well as the frequent AR-Series reports and the various special reports that are issued by the IPCC at frequent but irregular intervals. The 2020-21 academic year, for example, will be spent researching the recently released AR6 report, as well as the two recent special reports (*The Ocean and Cryosphere in a Changing Climate, 2019*) and (*Climate Change and Land, 2019*). This work, pending review, has shown that the framework generally works, although, in the case of special reports, complexity and readability measures might be a function fo topic rather than any specific changes in the approach taken by the IPCC.

Activities, results, presentations, and publications to date include:

1. LIWC & DICTION content analyses of the IPCC SR Reports on climate change, ocean, cryosphere, and land
2. Data from manual linguistic feature analyses tabulated
3. Preliminary results published in October 2020 in RRJoE (Journal of Ecology), together with final results from the 2019-2020 study components.
4. Publication in Research & Reviews: Journal of Ecology (RRJoE)

Due to the COVID Pandemic, I was unable to attend any conferences in the second year of this study. I will present my extended results domestically at the next available opportunity. However, I was able to have all the results published, and this represents a positive turn.

Extracts from recent publication showing key data findings:

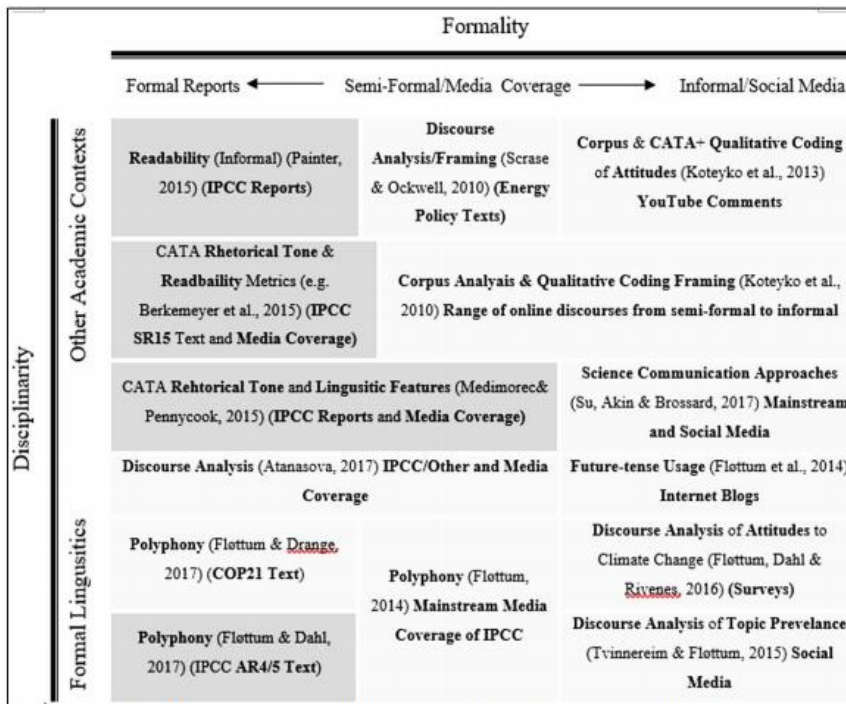


Fig. 1: Summary of Linguistics Research on Climate Change Discourse.

An original system for classifying disciplinarity and formality in sustainability texts.

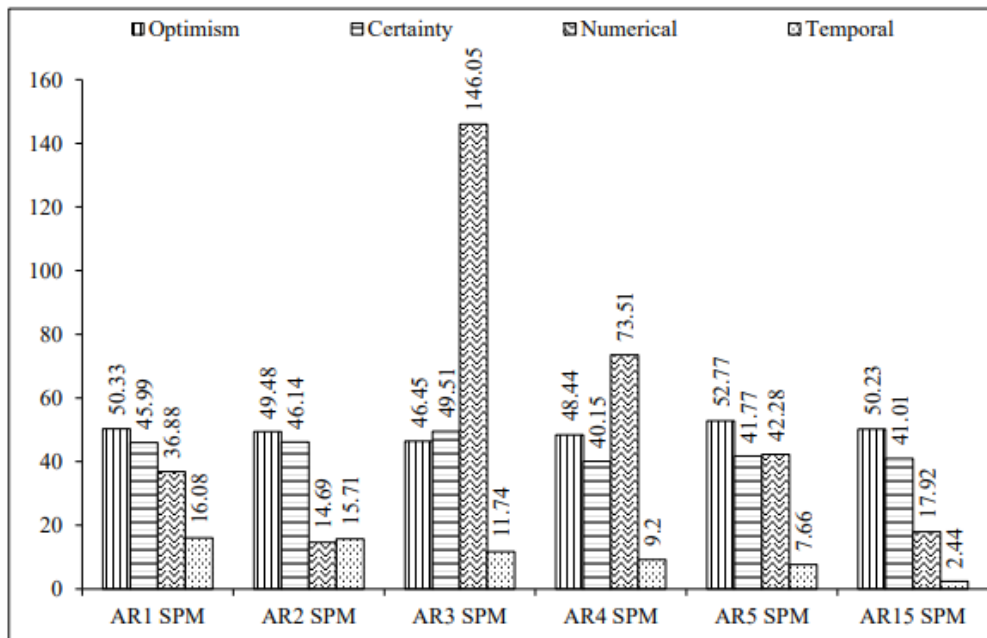


Fig. 5: CATA Analysis (DICTION).

Examples of application of CATA Analyses

Publication & Presentation Summary

Presentations

Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. Presentation at IASTEM - 752nd International Conference on Social Science and Humanities (ICSSH) will be held on 5th - 6th January, 2020 at Krabi, Thailand (Recipient of 'Best Presentation Award- Humanities).

Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. Presentation at ICSLS 2020 : International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences. London, February 13-14 2020.

Linguistic Analysis of Climate Change Discourse: Mixed Methods Approaches Presentation to Graduate School of Linguistics, Dalarna University (Falun Campus). (Invitation Presentation) February 12th, 2020.

Publication

Dormer, R. (2020). Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. *Proceedings of IASTEM International Conference, Krabi, Thailand, 05th – 06th January, 2020, pp.1-10. ISSN 2326-7291*

Dormer, R. (2020). Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. *Proceedings of the International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences. London, February 13-14 2020. pp.1130-1138.*

Dormer, R.. (2020) Research & Reviews: Journal of Ecology (RRJoE). Language & Climate Change Discourse: the IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C.

[個人研究-一般]

Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 ダニエル・ホフム

Background (背景)

Due to the COVID pandemic, it became necessary to conduct classes online for the entire first semester and part of the second semester of 2020. This research, therefore, introduced an online, virtual library of ebooks and learning management system (XReading.com) that students could access from the comfort and safety of their personal mobile devices (e.g. smartphones or tablets) or home desktop computers.

Research Purpose (研究の目的)

The purpose of this research is to promote learner autonomy, active participation, and positive attitudes towards reading and learning English at Hiroshima Jogakuin University.

Research Methods (研究方法)

Using mixed methods of data collection, including a “reading attitudes survey” as a pretest-posttest as well as Xreading usage data, the study investigated student attitudes towards extensive reading (ER), Xreading and a “Reading Challenge” contest that recognizes students ER achievements.

Research Progress and Results (研究経過と成果)

This research has been able to promote learner autonomy, active participation, and positive attitudes towards English while examining the effect of ER and Xreading quizzes on L2 reading attitudes. Newly obtained knowledge includes the following main findings:

- Extensive reading with Xreading quizzes and digital readers can lead to significant positive changes in students’ attitudes toward reading in as short as 12 weeks. We found significant increases in students’ reported levels of comfort, intellectual value and linguistic value, as well as significant decreases in discomfort and anxiety from the pretest to the posttest in semester 1.
- Year-end results at the end of the second semester indicate that significant increases in comfort and significant decreases in anxiety were sustained from the pretest (beginning of semester 1) to the second posttest (end of semester 2)
- Xreading quizzes enabled most students to successfully achieve their basic reading goals and helped give them a sense of achievement

Publication of Research Results (研究成果の公表)

Research Papers (研究論文)

- Hougham, D. G. C., & Peck, M. (manuscript in preparation). Extensive reading quizzes and reading attitudes in the digital/remote era. (共著). This paper focuses on sharing the Semester 1 results summarized above.

- Hougham, D. G. C. (manuscript in review). Motivating L2 readers: Student perceptions of MReader and a reading challenge contest. (単著) This paper focuses on sharing the quantitative and qualitative results from last year's (2019) research.

Presentations (学会発表)

- (2021/3) Hougham, D. G. C., & Peck, M. Promoting positive learner attitudes towards reading in English through the use of digital graded readers [Conference Session], *The 3rd JACET Summer(47th) and English Education(8th) Joint Seminar*, Online (via Zoom). (Poster presentation). This poster presentation shared the year-end results of our reading attitudes survey.
- (2020/10) Hougham D. G. C. & Peck, M. (2020, October). To what extent can teachers promote positive learner attitudes towards reading English through the use of a digital library? *JACET Chugoku-Shikoku Fall Research Conference*, online (via Zoom). (Oral presentation).

〔個人研究—一般〕

感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—

人文学部 日本文化学科 教授 植西 浩一

1. 研究の目的

本研究の目的は、文学の授業に於いて、さらには国語科の授業全般に於いて、いかにして「感性的思考」を育むかを考究し、学習指導の方途を見出すことにある。また、主たる教材を「感性」を培うにふさわしい文学的価値を有する漱石の作品群とし、多くの先行研究からも示唆を得ながら、底深い教材研究を行い、培うべき「感性」・「感性的思考」の具体を明確にし、その系統的指導にまで踏み込むことを目的とする。深い思考のためには、論理的側面に偏ることなく、「感性」を磨き、「感性的思考」を「論理的思考」と補完的に働かせることが求められると考える。ともすれば二の次にされがちな「感性」・「感性的思考」に着目し、思考力育成のあり方を問い直し、国語科に於ける望ましい思考力育成のあり方とその方法を探究することを目指した研究である。

2. 一年次の研究成果と二年次の研究概要

一年次は、読むことの学習における「感性的思考力」の育成について、『夢十夜』、『三四郎』、『それから』等のテキストの読みに於ける、学習者の「イメージ」形成に焦点をあてて研究を進め、「感性的思考」を働かせて、より豊かなイメージ形成を行わせるための指導についての研究を深め、論文及び口頭発表でその成果を公表した。

二年次では、この成果をふまえ、国語科の学習で培うべき「感性」・「感性的思考」を具体的に示し、その系統的指導のための実践プランを提示するとともに、授業を通じた検証を行うことを課題とした。教材も漱石文学を中心にしつつ、「走れメロス」等の国語科における典型教材の指導にも援用し、一般化することを企図した。中学校及び高等学校の教育現場での授業実践とその検証も計画した。ここでは、「夢十夜」、「こころ」等の授業を行う予定であった。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大のため、教育現場での授業実践に参画する機会を年度内に得ることはできなかった。そのため、研究は、「感性」・「感性的思考」の系統的指導とその評価のための理論的考究と実践に活かすための方途の探究により力点を置いたものとなっている。

一年次より追究を重ねてきた文学教材の指導におけるイメージ形成の問題は、今年度も「感性」・「感性的思考」の育成のための一つの軸と位置付けて研究を進め、漱石が『文学論』で提示した「(F+f)」の数式の意味についても探究を続け、後に示す(共著)でもふれている。また、新たな授業実践はかなわなかったが、過去に取り組んだ「走れメロス」の授業実践を漱石文学の考究を通して得た「感性」・「感性的思考」に関わる知見に照らしつつ分析した。それをふまえて「感性」・「感性的思考」の評価のための一つの道筋を示したものが、後の

(MISC)の拙稿である。また、2021年4月発刊の拙論では、中学校3か年を見通した「感性」・「感性的思考」の指導と評価のあり方を提起している。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況が改善され、学校現場に入っただけの授業が可能になれば、これまでの研究を漱石文学の授業実践を通して検証し、指導及び評価の計画の改善を期したいと考えている。

3. 研究成果の公表

(論文)

- ・植西浩一「「感性」・「感性的思考」の系統的指導と評価のために—中学校3か年を見通して—」『国語教育実践理論研究会研究紀要第29号』, 2021年4月 PP11-16

(共著)

- ・『「感性的思考」と「論理的思考」を生かした「言葉を磨き考え合う」授業づくり』, 国語教育実践理論研究会, 明治図書 2020年7月, (「「感性的思考」の評価を拓く」PP30-35, 「イメージの形成と「感性的思考」」PP84-85を執筆)

(MISC)

- ・植西浩一「「走れメロス」で「感性的思考」の評価の具現化を考える」, 『草の葉』255号, 国語教育実践理論研究会, 2021年3月, PP2-6

(口頭発表・学会紙上発表)

- ・植西浩一「「感性的思考」を見取るための評価カードの作成」, 国語教育実践理論研究会・オンライン研究会, 2020年8月8日
- ・植西浩一「「感性」・「感性的思考」の評価に向けての試み」, 全国大学国語教育学会第139回2020年秋期大会(オンライン), 2020年10月31日～11月1日, 紙上発表

〔個人研究-一般〕

地域における行事を軸とした ESD のための教材開発

人間生活学部 生活デザイン学科 准教授 檜崎久美子

1. 研究の目的

本研究は 2018 年度に採択された広島女学院大学学術助成共同研究「地域における行事を軸と下持続可能な開発のための教育プログラムの検討」の継続研究である。

地域の伝統行事を題材として、ESD 及び新学習指導要領で教育内容の主な改善事項である「伝統や文化に関する教育の充実」及び「体験活動の充実」を図るために教材の検討を継続している。

新学習指導要領中学校家庭や高等学校家庭では日本の伝統的な装束である和服について触れるよう述べてあるが、現代において日常生活の中で和服に触れる機会は通過儀礼の晴れ着か夏の浴衣程度と言ってよい。そこで、地域の祭礼とそこで着用される装束の教材化を目的に本研究を進める。そのことにより、伝統行事という地域資源を教育プログラムに取り入れられ、「伝統や文化に関する教育が充実」するだけでなく、地域の特色が活かされ、また、世代間交流や地域間交流が盛んになり、さらには国際交流にも結びつくことで持続可能な社会を作り出す仕組みの構築が期待される。

2. 研究方法

2020 年度は「湯立神楽」の現地調査及び関係者インタビューを行い、記録としてまとめる。また、これまで収集・記録した資料を用いて教育教材の作成し、実践を行う。また、本研究をベースに今後も検討していくための ESD 及び新学習指導要領に関する知見を得るため、研究会、学会大会等へ参加し、情報収集に努める。

3. 研究経過と概要

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、研究の遂行が難しいと判断し、4 月の段階で 2021 年度末まで研究期間の延長を申請したが、受理されなかった。実際、地域行事の中止、移動・関係者への接触の制限があったため、現地調査、関係者インタビュー、授業実践は全く遂行できなかった。また、新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた授業準備、運営、学生のケア等のため、教材の作成や指導案の検討も大変難しい状態であった。よって、今年度は研究費を全く使用せず、ESD 及び新学習指導要領に関する知見を得るための情報収集を主に行った。ただし、学会大会・研究会なども 2020 年度前半はほぼ中止あるいは延期となり、十分な研究ができたとは言い難い状態であった。

4. 研究成果の公表

今年度の研究成果は公表できるほどの内容に至らなかった。ただし、ESD や新学習指導要領についてこれまで情報収集したものは、本学の家庭科教員養成課程学生への指導や 2020 年 9 月 24 日に行われた尾道市教育研究会家庭科部会での講義で盛り込むなど、できる範囲での還元及び活用を行った。

〔個人研究一般〕

アクティブ・ラーニングの学習効果 —学習方法別の学習効果について—

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 教授 中田 美喜子

中田（2016, 2017）における報告では、ALとしてグループ学習を行い、評価としては学生による相互評価を取り入れることで学修成果を評価している。本研究ではさらに ICT クラウド環境を利用することで AL の方法を工夫し、相互評価の入力についてもクラウド環境を利用し効率的に行うことができる教育方法を検討することとする。

当初の予定では、全クラスでグループ学習を対面で実施することとしていた。2月から3月の世界的な COVID-19（新型コロナウイルス）の感染により、対面での多人数の集会を自粛していく方向となった。予定していたグループ学習もオンラインで、学習のサポート学生もオンラインで1グループに1名つける必要がでてきた。そのため、特にグループでの話し合いにおいても、Line、Skype、SNS、メールなど ICT を利用して対面でなくてもグループによる討議や学習が可能となるようなスキルや環境およびツールの利用についてサポート学生と一緒に学生に教授する。どのような環境においても ICT を利用することで、仕事・学習などが可能であることを学習するとともに、実際に ICT を利用してグループ学習する方向で指導を実施した。

方法

対象者：対象は本学前期科目「情報科学入門」の履修者48名であった。

講義実施方法：2020年度の通常講義はオンデマンド方式で講義ビデオを視聴して課題を提出する非同期型遠隔講義方式で学習を進めた。講義で利用する ICT ツールは Web ページ（Google ドライブ、YouTube Google フォームなど）と Google Classroom であった。4名をグループにわけ、できるだけ学生番号が重ならないように学科もできれば異なるように配置をした。オンラインでグループ学習を実施しゼミの学生をサポートに各グループに1名配置した。

グループ学習実施方法：サポート学生はオンラインゼミの時間に Zoom を利用した。特に卒論指導は個別面談によって進めていくため、「ブレイクアウトセッション」をつかって、待合教室と面談室を分けて実施した。待合教室にいる間、Zoom の様々な機能を実際に自分たちで使ってみることで操作や利用感覚に慣れてもらった。前期のゼミで4回以上 Zoom による面談を行い、待合室では自由にルーツを使って操作の練習を行った。その後グループ学習1回目の週にグループ分けを実施して、それぞれのグループで自己紹介を行い講義以外の連絡方法を伝えあった。2回目の週ではディスカッションを行い発表用原稿を作成した。3週目にオンラインで発表を実施した。スマホのみで受講している学生の操作方法が少し異なっていたため設定が困難な部分もあったが、なんとか全員発表を行った。サポート学生も

スマホやPCからアクセスしてサポートを行った。評価については、ピア評価を行い自分のグループ以外について評価をWebで入力して教員評価と合計してそのグループの評価点とした。

結果

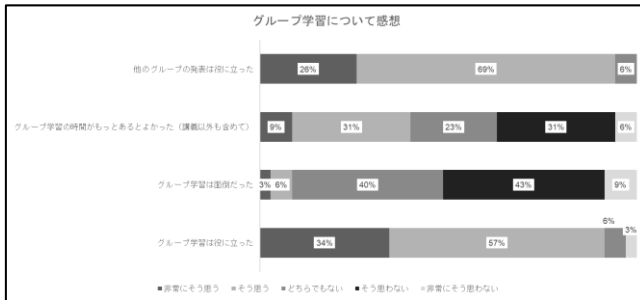


図 1 グループ学習についての感想

「グループ学習は面倒だった」については「そう思わない」「非常にそう思わない」が52%であった。「グループ学習は役にたったか」については91%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答している。時間は少し足りない様子であったが、感想として役に立ち有益であったと感じていることが示されている。

オンラインのグループ学習についての項目では「オンラインはやりやすかった」において60%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答している(図2)。「対面のグループ学習であればよかった」という項目では54%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答している。「オンラインでは打ち合わせの時間調整がむづかしい」では63%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答している。さらに「はじめての人とのオンラインはやりやすい」は57%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答している。「自分たちのグループはよくできた」の回答では89%が「非常にそう思う」「そう思う」と回答しているため、慣れない中での実施であったが、よくできたと思っている学生が9割近く認められた。

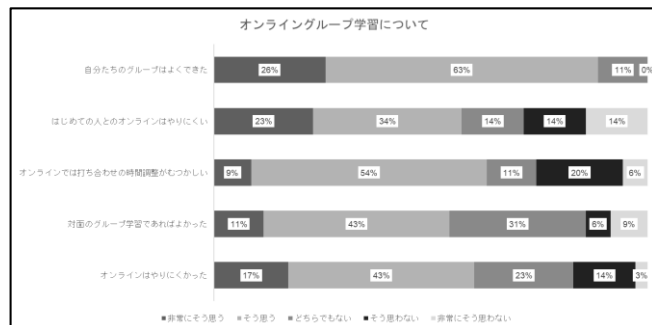


図 2 オンライングループ学習について

割分担、調査、発表原稿作成、スライド手順の確認など調査と発表内容についての打ち合わせを行っているのが認められた。

まとめ

2020年度サポートをつけたオンラインのグループ学習については、教員側のホストソフトの操作も大変であった。また学生がオンラインで発表する際のPCやスマホの操作にも手間取った。オンラインでのグループ学習は機材やソフトの準備も大変であり、サポート学生のトレーニングもサポート内容のみでなく、ソフトの操作や使い方も含めて練習が必要であった。教員側も同様に部屋を分けて実施する方法や、様々な設定や操作などが多数あることでオンライン上で起こるトラブルのその時に解決しながら実施していくことが必要不可欠であるため、それらを短時間に解決しながらオンラインが実施できるある程度のスキルと練習が必要であると思われる。インターネット回線やソフトの設定など、トラブルなく実施できればある程度効果的なグループ学習はオンラインでも実施可能であることが示されたと思われる。

ALを実施する最適な教育環境は科目によって異なると思われる。今後、どのようなツールが利用可能であるかなどを体系的に整理し、それぞれの科目の目標に沿ったツールを用いて学習を進めていくことができるとよいと思われる。そのためにも教員と学生サポートの両輪で学生のALを支えていくことで学習効果を向上させることが可能ではないかと考える。

成果発表

1. 中田美喜子、アクティブ・ラーニングの学習効果—学習方法別の学習効果について—、広島女学院大学人文学部紀要、第2号、

[個人研究-一般]

前川國男の建築作品における屋外空間の展開

人間生活学部 生活デザイン学科 特任准教授 塚野 路哉

1. 研究の背景・目的

近代の建築家であるル・コルビュジエ(Le Corbusier, 1887-1965)は、CIAM (近代建築国際会議) 設立者の1人として第二次世界大戦後の都市計画思想を確立し、日本近代の建築家に多大なる影響を与えている。事実、ル・コルビュジエに師事した坂倉準三(1901-1969)や吉阪隆正(1917-1980)をはじめ、多くの日本人建築家がアテネ憲章(CIAM; The Athens Charter, 1933)などの思想を国内の都市計画へと応用している。

しかしながら、前川國男(1905-1986)に限っては、ル・コルビュジエに直接師事していたにも関わらず、設計活動を通して1度も都市計画を構想していない。それは、政府からの指名要請が無かったことが要因の一端ではあるものの、ル・コルビュジエの都市計画に関する言説を多く残していることから、関心がなかったとも考え難い。また一方で、前川國男はエスプラナードと呼ばれる屋外空間を用いることで、周辺都市の再構成を試みている。つまり、前川國男は敷地内の屋外空間を都市計画の延長として捉えることで、新たな公共性・社会性を生み出しているとも推測できる。

そこで本研究は、前川國男の建築作品における屋外空間に着眼し、通時的な変遷を分析することで、前川國男が設計活動を通して模索し続けた手法の展開を明らかにする。なお、本研究で対象とする手法は、戦後の高度経済成長期以降に大きく変遷するものであり、過密化の進む現代の日本都市においても、新たな知見となり得るのではないかと考えられる。

2. 研究方法

まず、前川國男がエスプラナードと呼称付けた屋外空間を体系的に整理するため、前川建築設計事務所に保管されている図面や言説を用い、雑誌発表時の資料では読み取ることのできない設計意図の分析を試みる。次に、建築作品における屋外空間の変遷を明らかにするため、エスプラナードが初出する1966年を基軸として、屋外空間の顕著な変遷が確認できる時期毎に分類し、通時的な変遷を分析する。また、CADによる図面復元及び立体化を行うことで、歴史的・地理的な背景を考察する。加えて、研究で明らかにした手法の実践的考察として、前川國男が近代建築史の中で試みてきた手法を、実際の建築作品や実施を前提としない計画案に採用し、その効果の検証を試みる。

3. 成果の公表

・学会誌発表 (審査有)

MINIMAL is MAXIMAL, 日本建築設計学会, ADAN, 2019, pp.4-5

・著作 (共著, 部分執筆)

WHITE HOUSES, Thames & Hudson, United Kingdom, 2019, pp.166-171

[個人研究-一般]

沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン

人間生活学部 生活デザイン学科 教授 真木 利江

1. 研究の背景・目的

本研究は、広島平和記念公園に関して展開している研究を発展させるもので、沖縄平和祈念公園のランドスケープデザインをとりあげ、その構想と実施、変遷の様相を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

沖縄平和祈念公園に関して 2019 年度に行った現地調査・資料収集の成果をまとめた。1970 年前後に計画・整備が進められた復帰記念事業平和祈念公園について研究報告を行なったほか、沖縄国立戦没者墓苑の設計を行なった谷口吉郎の戦没者記念碑・墓苑の設計に関する研究報告を投稿した。また、2020 年度 3 月に沖縄県土木建築部都市公園課、沖縄県公文書館で資料収集を行った。主な資料は下の通りである。

- ・ 沖縄県土木建築部都市計画課『平和祈念公園基本設計報告書』、1975, 1995, 1997, 2014 年度版
- ・ 沖縄平和公園建設協会『沖縄平和祈念公園と平和祈念像建立に関する意見書』1975.9

3. 研究結果

摩文仁ヶ丘に 1979 年に竣工した沖縄戦没者墓苑を設計した谷口吉郎に注目し、沖縄を含めた 5 つの戦没者慰霊碑・戦没者墓苑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑、硫黄島戦没者の碑、比島戦没者の碑、中部太平洋戦没者の碑、沖縄戦没者慰霊碑）を対象として、その造形的特徴を谷口による作品説明、先行研究における指摘と対応させて整理し、谷口による慰霊表現についてランドスケープデザインとの関係という観点から考察を加えた。

4. 成果の公表

（査読付翻訳論文）

Rie Maki, Tomoko Niihata, “Landscape Design in Hiroshima Peace Memorial Park: Transition of the design by Kenzo Tange”, *Japan Architectural Review*, Translated Paper, 2020.4, pp.193-204

（口頭発表）

真木利江：復帰記念事業平和祈念公園のランドスケープデザイン、日本建築学会大会（関東）学術講演、2020.9

（口頭発表）（2021 年 9 月発表予定）

真木利江：谷口吉郎による戦没者慰霊碑の設計、日本建築学会大会（東海）学術講演、2021.9

[個人研究-一般]

転写活性非依存的な転写因子 NF- κ B のハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析

人間生活学部 管理栄養学科 准教授 土谷 佳弘

1. 研究の目的

NF- κ B は細胞の生と死を制御する転写因子であり、炎症や発がん重要な役割を担う。腫瘍壊死因子(TNF α)は細胞質の I κ B キナーゼ β (IKK β)を活性化して NF- κ B 阻害タンパク質 I κ B α をリン酸化する。リン酸化された I κ B α は β -TrCP によるユビキチン化の修飾をうけて分解され、NF- κ B が活性化される。IKK β の持続的な活性化は、慢性炎症を惹起することから、IKK β の活性をネガティブに制御するネガティブフィードバック機構が必要である。活性化した IKK β の不活性化にはホスファターゼである PP2A が関与するが、NF- κ B がどのように IKK β の脱リン酸化に関与しているのか未解明である。そこで本研究では、NF- κ B 構成タンパク質 RelA、PP2A に着目して IKK β の脱リン酸化機構の解明を目的とした。

2. 研究方法

RelA 欠損細胞に野生型 RelA と転写活性を保持していない RelA 欠損変異体を導入し、再構成細胞を作成した。RelA 欠損変異体と IKK β を共発現させキナーゼアッセイ法や免疫染色法により IKK β の活性化を解析した。

3. 結果および考察

野生型 RelA だけでなく、転写活性を保持していない RelA 変異体でも IKK β の活性を抑制することが判明した。さらに、RelA は転写活性化ドメイン(TAD)領域を介して脱リン酸化酵素 PP2A と IKK β の結合を亢進し、ネガティブフィードバックの役割を担うことが示唆された(図 1)。また、核内に局在化する NES-RelA と細胞質に局在化する NLS-RelA を細胞に発現させ、IKK β のリン酸化に対する効果を解析した。NLS-RelA では IKK β のリン酸化の抑制はみられないが、NES-RelA では抑制がみられることが判明した。このことから細胞質の RelA が転写非依存性に IKK β のリン酸化を制御していることが示唆された。

て機能する

次に RelA の TAD 領域の構造に着目すると、天然変成タンパク質(IDP)と呼ばれる不安定な構造に特徴的な疎水性アミノ酸配列 Ψ XX Ψ モチーフが 3 箇所存在していた(図 2)。このモチーフ変異を導入し解析をおこなったところ、変異数の増加に伴い、IKK β の

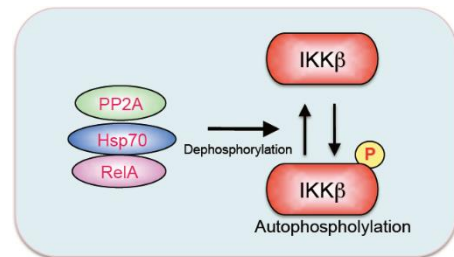


図 1 RelA は脱リン酸化酵素 PP2A のハブとして機能する

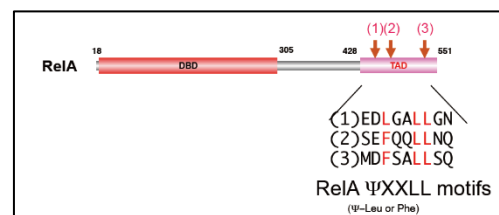


図 2 RelA-TAD 領域の IDP 構造

リン酸化抑制効果が減弱し、最終的に 3 箇所の変異体ではほぼ完全に抑制効果がなくなることが判明した。このことから TAD の IDP 構造が IKK β のリン酸化抑制に必須であることが明らかとなった。

また、IKK β は I κ B の分解を誘導して NF- κ B を活性化するほかに、オートファジーの誘導を制御することが知られている。そこで IKK β を介したオートファジーの誘導に対して RelA-TAD の効果を解析したところ、RelA-TAD により IKK β を介したオートファジーの誘導が抑制されることが判明した。IDP は無秩序構造を基盤とした機能的多様性によりシグナル伝達のハブとして機能すると考えられている。細胞質の RelA-TAD も同様に、IDP の機能的多様性により、IKK β の活性を制御するシグナル伝達のハブ因子として機能することが示唆された(図 3)

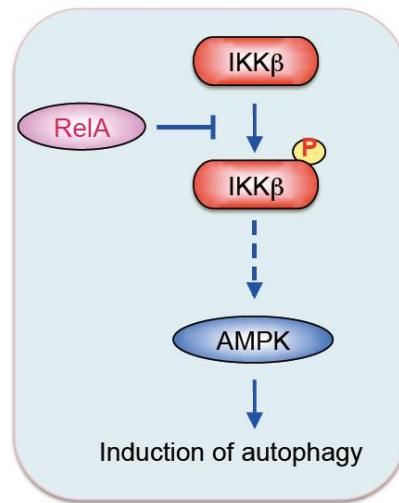


図3 RelAのTAD領域を介したオートファジー誘導の抑制

〔個人研究-一般〕

実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響

人間生活学部 児童教育学科 専任講師 青山 翔

近年、球技のゲームパフォーマンスにおいて、身体能力に加えて、高次の認知的制御及び行動制御に必要とされる能力である実行機能（Duncan, 1986）が重要な役割を果たしていることが示唆されている（Vestberg et al., 2012）。しかし、身体能力と実行機能がオープンスキルスポーツのゲームパフォーマンスにそれぞれどの程度影響を与えているのかについて検討した研究はほとんど見られない。

そこで、本研究では、児童期の子どもを対象として、身体能力及び実行機能がバスケットボールのゲームパフォーマンスに与える影響について明らかにすることを目的として研究Ⅰ（研究成果①）を行った。小学5年生の子どもを対象とし、実行機能課題及び身体能力課題を行い、バスケットボールのゲームパフォーマンスの評価を行った。性別及び月齢を統制した結果、バスケットボールのゲームパフォーマンス評価と抑制課題、ワーキングメモリ（以下WMと略す）課題、身体能力課題との間に有意な相関が見られた。また、WM課題と切り替え課題との間に有意な正の相関が見られた。さらに、実行機能と身体能力がバスケットボールのゲームパフォーマンスに影響を与えているのかについて最尤法による共分散構造分析により検討を行った。その結果、WMと切り替えとの間に有意な正の相関が見られた。また、体力だけでなく、抑制、WMを含む実行機能がバスケットボールのゲームパフォーマンスを予測することが明らかになった。

また、大学生を対象として、身体能力及び実行機能がバレーボールのゲームパフォーマンスと運動有能感に与える影響について明らかにすることを目的として研究Ⅱ（研究成果②）を行った。大学1年生を対象とし、身体能力課題及び実行機能課題を行い、バレーボールのゲームパフォーマンスの評価、運動有能感についての調査を行った。その結果、バレーボールのゲームパフォーマンスと身体能力課題、抑制機能課題、運動有能感との間に有意な正の相関が見られた。また、身体能力課題と切り替え課題との間に有意な正の相関関係が見られた。さらに、身体能力及び実行機能がバレーボールのゲームパフォーマンスを介して運動有能感に影響を与えているとする仮説モデルを考え、最尤法による共分散構造分析を行った。その結果、身体能力に加えて実行機能の構成要素である抑制機能がバレーボールのゲームパフォーマンスを介して運動有能感を予測することが明らかになった。

研究成果の公表（学会発表）について以下に報告する。

- ①青山翔・松村京子，小学5年生における実行機能がバスケットボールのゲームパフォーマンスに与える影響，日本教育実践学会第22回研究大会口頭発表，2019年11月。
- ②青山翔・松村京子，身体能力及び実行機能がバレーボールのゲームパフォーマンスと運動有能感に与える影響，日本教育実践学会第23回研究大会口頭発表（オンライン），2020年11月。

【引用文献】

- Duncan J. (1986). Disorganization of behavior after frontal lobe damage. *Cognitive Neuropsychology*, 3, 271-290.
- Vestberg, T., Gustafson, R., Maurex, L., Ingvar, M., & Petrovic, P. (2012). Executive functions predict the success of Top-Soccer players. *PLoS One*, 7(4), 1-5.

医療用X線防護衣の開発に関する研究

人間生活学部生活デザイン学科 准教授 熊田亜矢子

1. 目的

X線は、医療現場において種々の検査のみでなく、血管カテーテル治療など多くの場面で用いられている。しかしながら、現在使用されている医療用X線防護衣（以後、防護衣）は、非常に重く、剛くて動きにくいなどの課題がある。医療従事者の作業性の向上と疲労軽減を目指した防護衣の開発は非常に意義がある。そこで本研究では、新素材からなる防護衣を開発することを目的として、身体拘束性の観点から開発防護衣（以後、改良型）の接触圧および身体適合性について、既存品（以後、既存型）を対照として検討した。また、非常に蒸れて不快感を抱いている医療従事者が多いといわれている。そこで本研究では温熱的側面から、改良型の素材特性と温熱的快適性について既存型を対象として検討した。

2. 実験方法

- (1) 改良型防護衣の構造：開発された防護衣の遮蔽シートは、ポリエステル繊維に繊維レベルでの微細鉛加工を施したもので、十分なX線遮蔽効果を有するものである。
- (2) 接触圧および身体適合性の測定：上記の新素材を用いて、防護衣を試作し、素材の45°カンチレバー法およびドレープ係数を測定した。着用実験では、肩周辺の接触圧を測定し、Body Line Scanner および解析ソフトウェア Body Ruggle を用いて、3次元計測による身体と防護衣との隙間を測定した。
- (3) 遮蔽シートおよび表面材の特性：蒸れに関与する素材特性を測定した。
- (4) 着用実験：衣服内温湿度、心拍数の測定を行い、主観評価を行った。

3. 結果および考察

改良型は、局所的な高い接触圧を低減し、個人の身体形状の相違による座屈変形等を軽減し、作業効率を向上させる効果をもつと結論付けられた。着用実験での衣服最内層温湿度は、既存型に用いられた遮蔽シートおよび表面材では、衣服内の温湿度ともに急速に上昇した。一方、改良型は衣服内の温湿度が低かった。心拍数においては、既存型と改良型では違いはみられなかったが、改良型において作業性の向上が認められた。主観評価結果からも、改良型において蒸れ感が少なく、疲労感が少ないという結果が得られ、改良型は温熱的側面からみて大幅に改善されたことが明らかになった。

4. 成果の公表

(口頭発表) 中止, 予稿集掲載より発表扱い

熊田亜矢子, 坂下理穂, 諸岡晴美, 河原伸雅, 医療用X線防護衣の開発に関する基礎的研究—温熱的着用性能の観点から—, 日本繊維機械学会 第73回年次大会, 2020年6月

(口頭発表) 中止, 要旨掲載より発表実績

熊田亜矢子, 坂下理穂, 諸岡晴美, 河原伸雅, 医療用X線防護衣の開発に関する基礎的研究—身体拘束性の観点から—, 日本繊維製品消費科学会, 2020年 年次大会, 2020年6月

(論文) 投稿済み, 査読中

熊田亜矢子, 河原伸雅, 坂下理穂, 小林彩絵, 諸岡晴美, 身体負荷軽減を目的とした医療従事者用X線防護衣素材の開発とその温熱的性質および力学的性質, 日本繊維機械学会, 2021年3月

〔共同研究・一般〕

障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発

研究代表者 人間生活学部管理栄養学科 教授 渡部 佳美
研究分担者 人間生活学部管理栄養学科 教授 村上 和保

1. 研究の目的

本研究は特別支援学校における学校給食が、知的障害者の自立支援に活用されることを目的としている。具体的には学校給食の献立の改良，提供の方法，食に関する指導，生涯学習の教材を検討することにより，学校給食が家庭へ波及効果をもたらし，障害者の食生活を改善し，生涯にわたっての自立支援に繋げることを目指す。

2. 研究方法

前年度に行った知的障害特別支援学校の栄養教諭を対象とした質問紙調査の結果から，摂食嚥下調整食調製作業マニュアルの必要性が示唆された。そこで，調製作業の標準化を図るための調理及び衛生管理に関する評価と留意点を検討することとした。検討にあたっては，広島市西部子ども療育センターで作製された発達期嚥下調整食の調理動画を参考にしつつ，豚肉のしょうが焼きのつぶし食（ムース）を研究題材とし，本学給食経営管理実習室で調製した。調製手順は食材（豚肉，キャベツ）を圧力鍋で加熱し，凝固剤を添加して粉碎を繰り返した後に形成した。調製作業は，10名の調査協力を得て動画撮影し，必要に応じて作業動画を分析した。

3. 研究経過と概要

(1) 調理に関する検討

動画撮影の分析結果より食肉の部位，水分添加，物理的操作の調製条件が重要な要件と考えられたので，これらに着目して物性への影響を検証した。物性測定項目は硬さ・付着性・凝集性とした。その結果，脂質含量の多い食肉の方が，付着性が有意に低値であり，また，水分含量の多い食肉の方が，付着性が有意に低値であった。一方，粉碎時間の相違は物性に有意な影響を与えなかった。以上のことから，豚肉のしょうが焼きのつぶし食の調製においては，食肉の部位及び水分含量が付着性に影響を与える点に留意する必要があることが明らかになった。

(2) 衛生管理に関する検討

調製作業の各工程における食材・食品の細菌（一般生菌，大腸菌群）数を測定した。併せて什器のATP及び細菌のふき取り検査を実施した。その結果，仕上がり品である刻みキャベツから，一般生菌がわずかに検出された。什器では操作パネル等，手を触れる部分から高いATP値が検出された。そこで，これらの洗浄や消毒の方法を検証し，具体的な改善策を提示することができた。

4. 研究内容の変更

今年度は特別支援学校での現地調査や料理教室を計画していたが，新型コロナウイルス感染拡大のため実施困難となった。そのため，研究内容を変更して実施せざるを得ず，更

なる検討が必要であると考えている。

5. 研究成果の公表

本研究成果は学会発表するとともに、論文にして学術雑誌に投稿する準備を進めている。

Ⅲ. 2019 年度及び 2020 年度(学会発表)

広島女学院大学学術研究助成

【研究成果報告】

[個人研究-学会発表]

研究代表者 熊田 亜矢子

テーマ 医療用 X 線防護衣の開発に関する研究

成果 1) 学会発表等

熊田亜矢子, 坂下理穂, 諸岡晴美, 河原伸雅

「医療用 X 線防護衣の開発に関する基礎的研究-温熱的着用性能の観点から-」, 日本繊維機械学会 第 73 回年次大会, 2020 年 6 月 (中止, 予稿集掲載より発表扱い)

熊田亜矢子, 坂下理穂, 諸岡晴美, 河原伸雅

「医療用 X 線防護衣の開発に関する基礎的研究-身体拘束性の観点から-」, 日本繊維製品消費科学会 2020 年 年次大会, 2020 年 6 月 (中止, 要旨掲載より発表実績)

成果 2) 学会誌等

熊田亜矢子, 河原伸雅, 坂下理穂, 小林彩絵, 諸岡晴美

「身体負荷軽減を目的とした医療従事者用 X 線防護衣素材の開発とその温熱的性質および力学的性質」, 日本繊維機械学会, 2021 年 3 月 (投稿済み, 査読中)

[共同研究-一般]

研究代表者 柚木 靖史

テーマ 近世中期の撰関家における漢語由来考証ネットワークの研究

成果 1) 学会誌等

柚木 靖史 「角筆文献資料から安芸・備後地方の近世方言を探る」(『広島女学院大学論集』第 67 号 2020. 2)

柚木 靖史 「漢語動詞「制す」の成立—中国文献の動詞「制」字との意味の比較をとおして」

柚木 靖史 『源氏物語』における二字漢語動詞の特徴—漢語受容における漢語の和語化について—(『広島女学院大学人文学部紀要』創刊号 2020. 3)

※柚木靖史教授の共同研究(2019 年度、2020 年度) は、共同研究者が 2019 年度末で退職のため、2020 年度は中止する旨、申し出があった。

V. 2020 年度広島女学院大学学術研究助成

【交付一覧】

研究種目	研究代表者氏名	研究題目	助成期間	助成決算額
個人研究（一般）	George Higginbotham	Investigating the productive and receptive dimensions of second language learners' vocabulary knowledge: focusing on reading and writing.	2020-2021	454,571
	Felix David	Implementing Virtual Reality technology in second language acquisition in a higher education setting and assessing non-linguistic aspects from students	2020	500,000
	Marshall Peck	Investing Attitudes and Strategies Towards Extensive Reading in the Digital Era	2020	441,124
	Robert Dormer	Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report	2019-2020	413,806
	Daniel Hougham	Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age	2019-2020	500,000
	植西 浩一	感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—	2019-2020	463,186
	楠崎 久美子	地域における行事を軸としたESDのための教材開発	2019-2020	0
	中田 美喜子	アクティブ・ラーニングの学習効果—学習方法別の学習効果について—	2019-2020	445,375
	塚野 路哉	前川國男の建築作品における屋外空間の展開	2019-2020	500,000
	真木 利江	沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン	2019-2020	301,467
	土谷 佳弘	転写活性非依存的な転写因子NF-κBのハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析	2019-2020	467,533
	青山 翔	実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響	2019-2020	498,295
個人研究（学会発表）	熊田 亜矢子	医療用X線防護衣の開発に関する研究	2020	31,804
共同研究（一般）	渡部 佳美	障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発	2019-2020	386,897
計				5,404,058

VI. 2020 年度科学研究費助成事業

【交付一覧】

本紙上では研究代表者への交付についてのみ報告し、研究分担者として学内外から受けた配分額については記載しない。

研究種目 審査区分	研究代表者氏名	研究題目	研究期間	直接経費 間接経費
基盤研究(B) 一般	福田 道宏	近世宮廷絵師の画系、出自的背景と宮廷社会に関する基礎研究	2020-2024	8,500,000
				2,550,000
基盤研究(C) 一般	市川 知美	夜遅い食事は歯周病のリスクを上げるか? : 食事の質と摂取時刻の比較研究	2017-2020	※ 1
	澤村 雅史	キリスト教の起源—初期キリスト教におけるマタイ福音書受容史から見た一断面	2017-2021 ^{※2}	300,000 90,000
	小林 文香	住まい手の主体的な住み継ぎや地域環境の継承をめざした生活知共有プログラムの開発	2018-2021 ^{※2}	600,000 180,000
	森保 尚美	音楽鑑賞授業における舞踊の指導を応用した音楽活動モデルの開発	2018-2021	400,000 120,000
	野間 隆文	好中球分化におけるシグナル標的の同定	2019-2021	800,000 240,000
若手研究(B)	妻木 陽子	食物アレルギー対応に関する地域教育プログラムの構築～社会的ニーズの把握から～	2017-2021 ^{※2}	500,000 150,000
若手研究	関谷 弘毅	外国語学習に与える影響メカニズムの解明と介入法の開発	2020-2022	800,000 240,000
	石長 考二郎	ヒトの嗅覚に起因した情動変化に伴う食物嫌悪出現の特徴とメカニズム	2020-2022	1,300,000 390,000
	戸田 慧	アーネスト・ヘミングウェイの文学における「動物性愛」に関する一次資料研究	2019-2022	900,000 270,000
	砂野 唯	タンパク質の欠乏地域において食事となる酒	2019-2021	1,700,000 510,000
計				15,800,000 4,740,000
直接経費・間接経費 合計				20,540,000

※1 令和 2(2020)年度は研究期間延長のため未使用額（繰越金）のみ使用し助成金交付なし。

※2 令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度へ研究期間延長。

Ⅶ. 関係規程・内規

広島女学院大学総合研究所規程 2031～2032-1-

広島女学院大学公倫理審査委員会規程 2091～2091-3-

広島女学院大学利益相反管理指針 2092～2092-3-

広島女学院大学利益相反管理施行細則 2092-4-

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針 2092-1-1～2092-1-4

広島女学院大学学術研究助成規程 2501～2505

広島女学院大学学術研究助成規程細則 2507

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程 2521～2522

広島女学院大学学会特別助成規程細則 2531～2532

広島女学院大学特別専任研究員規程 2541～2542

広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規定 2551～2554

広島女学院大学受託研究規程 2561～2562

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

広島女学院大学総合研究所規程

1992. 10. 7 制 定
1993. 12. 17 改 正
1999. 1. 7 " "
1999. 3. 2 " "
2001. 5. 7 " "
2007. 4. 1 " "
2015. 3. 3 " "
2015. 10. 6 " "
2018. 3. 13 " "

(名 称)

第1条 広島女学院大学学則第49条に基づいて、本学に研究所を置き、広島女学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究所は、広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論的研究・実態調査研究及び実験研究
- (2) 調査・研究のために必要な資料の収集・整理
- (3) 研究発表及び研究報告書の編集・刊行
- (4) 大学論集の編集・発行
- (5) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (6) 調査・研究の受託
- (7) 広島女学院大学学術研究助成費の運営・管理
- (8) 科学研究費補助金等公的研究費の運営・管理
- (9) その他研究所委員会で必要と認めた事業

(研究部門)

第4条 研究所は、研究活動の推進をはかるため、人文・社会・自然科学の諸部門を設ける。

(組 織)

第5条 研究所に所長、研究所員、研究員及び事務職員を置く。

2 研究所に専任研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は学長に直属し、学長が全学教授会の議を経て専任教員の中から任命する。

2 所長は研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究所員)

第7条 本学の専任教員は、すべて研究所員となる。

(研究員)

第8条 研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員とする。

2 専任研究員は、別に定める規程により研究所委員会の選考に基づき、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

ただし、所長が必要と認めた場合、その推薦による特別専任研究員を置くことができる。特別専任研究員については別に定める。

3 専任研究員の身分は、前項ただし書きによるものをのぞき、教授、准教授、専任講師、助教とする。

4 兼任研究員は、各学部専任教員のうち、研究所委員会の推薦と所属長の承認を経て学長が委嘱する。

5 客員研究員は、研究所委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第9条 事務職員は、第3条各号に関する事務を処理する。ただし、第6号の事務については別に定める規程、取扱内規によるものとする。

(研究所委員会)

第10条 研究所に研究所委員会を置く。

2 研究所委員会は、研究の計画、実施及び予算、決算、研究所の運営に関する重要事項について審議する。

3 研究所委員会は所長、専任研究員、総合研究所事務課長、学科長（国際教養学科は学科主任）によって構成される。

4 研究所委員会は所長が招集し、その議長となる。

5 研究所委員会の委員の任期は、所長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定して、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第8号及び第10条第3項を改正し、第3条第5号及び第9号、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第4号を削除し以下1号繰り上げ、第9条を改正して、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第6条、第10条及び第11条を改正して、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学倫理審査委員会規程

2015. 5. 13 制定

2016. 4. 5 改正

2018. 3. 13 //

2019. 4. 9 //

(目 的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする研究について、広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針、及び広島女学院大学利益相反管理指針に沿って、人間の尊重及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるよう、学長の命を受けて研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に審議結果を上申することを目的とする。

(審議の対象)

第2条 広島女学院大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が審議する内容は、人を対象とする研究（以下「研究」という。）とする。

(委員会の役割・責務等)

第3条 本学の委員会は、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に文書により上申する。特に、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究で介入を行うものについて、問題と思われる場合は、研究計画の変更または研究の中止に関し必要な意見を上申することができる。

2 委員会は次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕
- (2) 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報保護、情報の保管など）
- (3) 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査
- (4) 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査
- (5) その他、学長より指示のあった研究内容に関する事項

3 委員及び事務に従事した者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員5名以上で構成し、次の要件のすべてを満たす委員で構成されなくてはならない。なお(1)～(3)にあげる委員は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者が含まれていること。
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
 - (4) 本学に所属しない者が含まれていること。
 - (5) 男女両性で構成されていること。
 - (6) 委員会は審査の対象や内容等に応じて，有識者に意見を求めることができること。
 - (7) 委員名簿は本学のホームページで公表すること。
- 2 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員を生じたときは，これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き，委員の互選によって定める。
- 4 委員長に事故があるとき，または委員長の職務が執行できない場合は，委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員が審査を依頼した場合は，その委員が委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。その場合，委員が5名に満たない場合には，委員長が委員代理を決定して補充する。
- 6 委員会の事務は総合研究所に置く。

(委員会の招集と議事)

第5条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

- 2 委員会は年2回、9月と3月に開催し、原則として9月は迅速審査、3月は定例審査を行うこととする。
- 3 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第2号および3号の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 申請者は委員会から求められた場合には，委員会に出席し，申請内容等を説明すると共に意見を述べることができる。
- 5 審査の判定は出席委員の3分の2以上の多数により決するものとし，次の各号に掲げる表示により行い，学長に提出する。
 - (1) 非該当と思われる
 - (2) 承認すべき

- (3) 条件付承認すべき（一部修正が必要である）
- (4) 変更の勧告が必要と思われる
- (5) 不承認すべき

（申請手続及び判定の提案）

第 6 条 審査を申請しようとする者は倫理審査申請書および利益相反申告書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。また、迅速審査を希望する者は迅速審査依頼書を提出することとする。

2 委員長は審査終了後速やかにその判定を学長に提案しなくてはならない。

3 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第 5 条第 4 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号である場合は、その条件又は変更・不承認の理由等を記載しなければならない。

（迅速審査）

第 7 条 申請者より迅速審査依頼書の提出があり、委員長が迅速審査に該当すると判断した場合は、当該委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、学長に審査結果を上申することができる。なお、迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

2 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下の通りとする。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、すでに当該研究の全体について、共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

なお、迅速審査の申請者は迅速審査依頼書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。

（審査資料の保管）

第 8 条 委員会で審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日まで保管する。

第 9 条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

1 本規程は、第7条を改正し2016年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第9条を改正し2018年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第5条を改正し2019年4月9日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤である。研究を充実させ持続するためには、大学の教職員が学外の企業・団体と連携活動等（共同研究、受託研究等）を行うこともある。しかしその場合、連携先との間に経済的な利益（役員就任や株式保有、あるいは多額の報酬等）が発生することも考えられる。企業との経済的利益関係それ自体が否定的に評価されるべきものではないが、研究本来の真理探究の目的に弊害が生じる可能性や、弊害が生じているかのごとく疑われる可能性もあり、研究者は自らの中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことが求められている。

この広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、利益相反の状況について自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たす内容を定めたものである。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 利益相反開示の目的

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、自らの社会的信頼を確保するために、本学が定める基準（施行細則）に従って、利益相反の状況について別紙様式第 1 にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

4 定義

本学における利益相反とは、「個人としての利益相反」を意味する。

真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と、営利追求を目的とした活動を行う企業・団体との間で、その目的や役割が違うことから、教職員が企業・団体との関係で有する利益と、教職員の大学における責任とが衝突する状況が生じることがある。このような状況を「個人としての利益相反」といい、本学の利益相反の定義とする。

5 責任体制

利益相反の管理を適正に行うための責任体制を、「利益相反管理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の管理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

① 管理指針の運用責任者は、学長とする。

② 学長は本学の管理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。

③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関としての倫理審査委員会の意見を尊重する。

④ 利益相反の自己申告に記載された内容については、申告者本人が責任を負うものとする。

5. 2 責務

① 学長の責務

ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない。

イ 学長は研究者の利益相反の自己申告について、虚偽の事実または虚偽の情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、研究発表や論文発表の中止、研究者の処分等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

ア 研究者等は個人の責任において、利益相反の状況について別紙様式第1にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たさなければならない。

イ 研究者等は、医薬品又は医療機械の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反の状況を研究計画書に記載しなければならない。また、その場合は、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて、利益相反の状況を研究対象者等に説明しなければならない。

ウ 研究者等は、自己申告した利益相反の状況において、申告漏れや申告間違いがあった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、本学の管理指針を適正に運用するため、中立的かつ公平に評価し、問題があると疑われる場合には、学長に審議結果を上申することができる。

6 自己申告の内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

② エクイティ（株式、出資金、ストックオプション、受益権など）の保有の有無

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料

④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた一定額以上の報酬（講演料など）

⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った一定額以上の原稿料

⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する一定額以上の研究費

なお、利益相反の申告すべき事項の詳細は、広島女学院大学利益相反管理施行細則にて定める。

7 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

8 自己申告書の管理

利益相反の自己申告書および自己申告に関連して作成された文章は、倫理審査委員会の資料として、個人情報保護の管理に置かれ、審査資料は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日まで保管する。

なお、利益相反に関する情報は、必要があれば開示の可否、範囲、方法等を検討するが、個人情報が含まれているため、開示にあたっては申告者と事前に相談する。

9 施行細則の制定

利益相反に関して開示・公開すべき内容の詳細は、現段階においては社会的に開示基準が確立されていない。そのため、本学の利益相反管理指針では施行細則を制定し、開示する対象や内容の範囲について、関係学会の内容を参考にして、制定する。

10 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理施行細則

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）に基づき、利益相反の申告すべき事項について、以下のとおり定める。

1 自己申告の内容

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職が、1つの企業・団体あたりからの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ② 株式の保有については1つの企業について1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が年間50万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料が、1つの特許権使用料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた報酬（講演料など）が、1つの企業・団体からの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が、1つの企業・団体からの原稿料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費が、1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。奨学寄附金についても、1つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。
- 2 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学「人を対象とする生命科学・医学系研究」に関する倫理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

2021. 6. 1 改正

1 趣旨

人を対象とする生命科学・医学系研究は、生命科学・医学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展や新しい産業の育成等に重要な役割を果たしている。これらの研究基盤や研究そのものは、今後も持続的に発展が求められるものである。その一方で、人を対象とする生命科学・医学系研究は、研究対象者の身体及び精神又は社会に対して大きな影響を与え、診療及び医療サービスの変化をもたらし、新たな倫理的、法的又は社会的課題を招く可能性がある。研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない。人間の尊厳及び人権は普遍のものとして守られなければならない。

この広島女学院大学「人を対象とする生命科学・医学系研究」に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする生命科学・医学系研究の実施にあたり、遵守すべき事項を定めたものである。また、研究責任者は研究実施前に研究計画書等を作成し、内容の適否を倫理審査委員会に申請し、学長の許可を受けて研究を適正に実施しなくてはならない。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」の趣旨に沿って制定する。

3 目的及び基本方針

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、研究対象者の人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、次に掲げる事項を基本方針とする。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

4 定義

人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という。）とは、人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次の①，②，③又は④を通じて，国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

- ① 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解
- ② 病態の理解
- ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
- ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて，ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

5 責任体制

研究に関する倫理指針を適正に行うための責任体制を，「広島女学院大学『人を対象とする生命科学・医学系研究』に関する倫理指針」に基づき，次のとおりとする。

5.1 組織

本学の倫理指針を適正に実施・監督できるようにするため，次の組織とする。

- ① 研究機関の長は，学長とする。
- ② 学長は本学の倫理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。
- ③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように，中立的かつ公平に評価する機関として倫理審査委員会を設置する（広島女学院大学倫理審査委員会規程は別に定める）。また，倫理審査委員会の事務は総合研究所に置く。

5.2 責務

① 学長の責務

ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し，研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない（文書により研究者に通知する）。

イ 学長は実施を許可した研究について，適正に実施されるよう必要な監督を行うことについての責任を負うものとする。

② 研究者等の責務

ア 研究者等は，研究対象者の生命，健康及び人権を尊重して，研究を実施しなければならない。

イ 研究者等は，法令，指針等を遵守し，当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び学長の許可を受けた研究計画書に従って，適切に研究を実施しなければならない。

ウ 研究者等は，研究実施前に研究計画書〔インフォームド・コンセント（説明と同意），個人情報保護，情報の保管，利益相反等〕を作成して倫理審査委員会に審査申請し，学長の許可を得て研究を適正に実施しなくてはならない。なお，侵襲を伴わない研究の場合は，必ずしも文章によるインフォームド・コンセントを受けることを要しないが，文章によりインフォームド・コンセントを受けない場合には，口頭によりインフォームド・コンセントを受け，説明の方法，内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなくてはならない。

エ 研究者等は，許可された研究計画書に基づき，原則として被験者に対しインフォームド・コンセント

を実施しなくてはならない。なお、インフォームド・コンセントの実施にあたり、研究対象者が未成年者、または成年であってもインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合は、代諾者に実施しなくてはならない。なお、その場合においても、研究対象者本人にも理解力に応じた分かりやすい説明を行う努力をしなければならない。

オ 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

カ 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。

キ 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るように努めなければならない。

ク 研究者等は、研究に関連する情報の漏えいや有害事象等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関して必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査・審議し、学長に審議結果を上申することができる。倫理審査委員会では主に次のことを調査・審議する。

ア 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕

イ 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報保護、情報の保管など）

ウ 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査

エ 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査

6 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認または一部修正の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

7 大臣等への報告

学長は本学が実施している又は過去に実施した研究について、基本指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聞き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

8 研究に関する登録・公表

研究責任者は、介入を行う研究について、原則として国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならない。また研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及び関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

9 教育・研修

学長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

10 この規程に定めのない事項については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」に則り、適切に対応するものとする。

11 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、題名、第1条、第2条、第4条、第5条第1項、第5条第2項、第10条を改正、第1条を挿入し、2021年6月1日から施行する。

広島女学院大学学術研究助成規程

1994. 1. 31	制 定	2008. 3. 4	改 正
1994. 11. 7	改 正	2008. 7. 1	〃
1995. 10. 2	〃	2010. 12. 7	〃
1997. 3. 11	〃	2012. 6. 12	〃
1999. 3. 2	〃	2014. 5. 13	〃
2000. 3. 7	〃	2014. 5. 13	〃
2001. 3. 27	〃	2015. 3. 3	〃
2002. 1. 8	〃	2016. 7. 5	〃
2002. 10. 8	〃	2018. 3. 13	〃
2004. 10. 5	〃		
2007. 2. 6	〃		

第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 広島女学院大学における学術研究を奨励し、研究の促進に寄与するため「広島女学院大学学術研究助成」(以下「研究助成」という。)を設ける。研究助成の取扱については、本規程の定めるところによる。

(研究助成の種類)

第2条 研究助成には、(1) 個人研究 (2) 共同研究(3) 学術図書出版助成の3種目を置き、その他必要に応じて学会特別助成を行い、学会特別助成については細則を別に定める。

(助成目的と助成対象)

第3条 各種目の助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は、個人の研究の奨励を目的とし、教員が個人で進める研究計画を助成する。
- (2) 共同研究は、共同で行う研究の奨励を目的とし、教員が共同で進める研究計画を助成する。
- (3) 学術図書出版助成は、研究成果刊行の奨励を目的とし、個人又は学内者の共著の刊行を助成する。なお、本学専任教員の申請に限り、本学院(高等学校・中学校・幼稚園)専任教員との共著も含むものとする。

(助成額と助成期間)

第4条 各種目の1件ごとの助成額及び助成期間は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究においては1年から2年で、単年度50万円以下。総額100万円以下。
- (2) 共同研究においては1年から2年で、単年度100万円以下。総額200万円以下。

- (3) 学術図書出版助成においては、助成年度の2月末日までに刊行するもので100万円以下。

第2章 申 請

(研究助成の申請)

第5条 各年度の研究助成の申請は、図書出版助成は助成年度9月5日(休日に当たる場合はその翌日)、それ以外の助成については前年度3月末日までとする。

第6条 研究助成の申請があった時は、第7条に定める申請資格及び第8条に定める申請要件を満たしている場合、これを受理する。

(申請資格)

第7条 各種目の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は本学専任教員(任期付教員を含む)個人
 - (2) 共同研究は本学専任教員(任期付教員を含む)のグループ
 - (3) 学術図書出版助成は本学専任教員(任期付教員を含む)
- 2 研究代表者は、同一種目について複数の申請をすることはできないものとする。
- 3 継続研究の継続期間中、研究代表者は学術図書出版助成と学会特別助成以外の申請はできない。

(申請の要件)

第8条 学術図書出版助成については、助成年度の9月末までに入稿でき、2月末日までに刊行を完了する見込みが確実でないものは申請できないものとする。

第3章 審 査 と 決 定

(審査委員会の設置)

第9条 各年度の研究助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第10条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
 - (2) 各学科長(国際教養学科を除く)
 - (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員
- 2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査対象からの除外)

第11条 申請があったもののうち、研究代表者として他の公的助成金等の受給が確定したものについては、これを審査対象から除外する。

(適格要件及び審査基準)

第12条 審査委員会は、提出された申請書類に基づいて審査する。

2 審査は以下の適格要件について判断する。

- (1) 申請に関する要件及び重複に関する事項
- (2) 過年度における報告義務の履行状況

3 審査は以下の項目について行う。

- (1) 研究目的、学問上の必要性の明確さ
- (2) 研究計画の具体性及び申請経費との整合性
- (3) 研究計画全般の総合的判断
- (4) 近年の業績状況
- (5) 出版助成については完成原稿

(決定)

第13条 基準に達したものが多数の場合は、審査委員会において、種目により前条3項目及び本学助成の受給状況などを総合的に判断して順位を付ける。

2 研究助成の各種目の採択件数及び採否は審査委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定する。

(採択の通知)

第14条 研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

第4章 助成金の執行

(研究計画の変更及び辞退)

第15条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、軽微な変更を除いて速やかに研究計画変更承認申請書を研究所に提出しなければならない。

2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止)

第16条 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなかった場合は、研究助成の執行を停止し、返還を求めることもある。

(研究費の執行)

第17条 研究助成の執行は研究計画に基づき、交付決定通知以降の支出とし、当該年度2月末までに完了しなければならない。個人研究、共同研究においては、併せて決算報告書を提出するものとする。ただし個人研究、共同研究における継続研究の場合は事前に許可を得て4月1日以降支出することができる。

2 2月末以降の執行は、これを認めないものとする。

(助成金の支出範囲)

第18条 各種目の支出範囲は別表のとおりとする。

第5章 受給者の義務

(研究計画に基づく執行)

第19条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究成果の発表・提出)

第20条 個人研究、共同研究については、各年度末までに所定の概要報告書を提出しなければならない。また、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならない。学術雑誌以外での成果の発表については別に定める。

2 学術図書出版については、助成年度内に刊行成果5冊を提出しなければならない。出版する図書のまえがき若しくはあとがきに「広島女学院大学学術研究助成制度」による出版物である旨を明記するものとする。

(業務違反)

第21条 本章に定める義務が遵守されなかった場合、助成を受けた者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。

(研究費の監査)

第22条 個人研究、共同研究においては、毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査および実査を受けなければならない。

第6章 その他

(研究助成の事務)

第23条 本規程に定める研究助成の事務は、総合研究所事務課が担当する。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程についての細則は別に定める。

附 則

- 1 本規程は、第7条第2項及び第11条を改正、第7条第4項を削除し、2011年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条第1項第3号及び4号を改正し、2012年6月12日から施行

する。

附 則

- 1 本規程は第22条を第23条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第21条の次に第22条を加えて2014年5月13日から実施する。

附 則

- 1 本規程は第24条を加え、第2条、及び第7条第1項第1号から第3号及び第3項、及び第12条第3項第4号、及び第13条第1項及び第2項を改正する。
- 2 本規程は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則の2を削り同3を1とし2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第5条及び第8条を改正、第12条第3項に第5号を追加して、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条及び第24条を改正し、2018年4月1日から施行する。

別表 各種目の支出

種 目	支出範囲	支出できないもの
個人研究 共同研究	設備備品費（消耗図書を含む） 消耗品費（複写費を含む） 旅費*（グリーン料金を除く） 謝金 その他（通信費・印刷製本費 その他必要と認めるもの） 研究計画に必要な学会出席旅費・ 参加費	研究メンバーに対する謝金 その他研究に関連のない経費
学術図書出版 助 成	直接出版経費（組版代・製版代・ 印刷代・用紙代・製本代）	編集・校正・特製本等の諸費

*継続して30日程度の国外旅費の場合は、当該年度の休暇期間中に行うものとする。
ただし、短期間の場合はこの限りではない。

広島女学院大学学術研究助成規程細則

1995. 12. 11	制 定	2015. 3. 3	改 正
1996. 12. 3	改 正	2017. 11. 7	〃
1999. 3. 2	〃	2018. 3. 13	〃
2002. 1. 8	〃	2019. 2. 5	〃
2008. 7. 1	〃		

(申 請)

第1条 物品購入にあたっては、単価又はセット価格が3万円以上のものは「広島女学院大学学術研究助成物品購入申請書」と見積書を提出する。(図書資料を除く)

2 当初の申請に変更のない場合に限り、継続研究の継続申請は不要とする。

(審査と決定)

第2条 継続研究の助成額については、年度毎に総合研究所における審査委員会で審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第3条 継続研究の予算の執行は年度毎とする。

2 図書館資料については、「広島女学院図書館資料管理規程」による。

(受給者の義務)

第4条 成果の発表については、芸術系の研究の場合芸術活動の記録及び作品を成果とみなすことが出来る。

(軽微な変更の範囲)

第5条 研究方法の変更、分担者の変更、役割分担の変更、単価及びセット価格が5万円未満の使用内訳の変更は軽微な変更とし、研究代表者の判断に委ねる。各費目の使用内訳の変更が5万円以上の場合は事前に審査委員会の承認を得て支出する。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則に第6条を加える。

2 2009年4月1日から施行された改正内規の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 2015年4月1日から施行された改正内規の第1条、第3条、第5条を改正し、2017

年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第6条を改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第1条、第5条を改正し、2019年4月1日から施行する。

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃
2011.	4. 12	〃
2015.	3. 3	〃
2018.	3. 13	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。編集委員は総合研究所委員がその任にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、総合研究所事務課による書面点検及び委員会での審議により行い、その結果を寄稿者に通知する。

2 掲載不可と判断された論文の寄稿者に対しては、その理由を結果とともに通知する。

3 編集の都合上、論文の形式等について寄稿者に変更を求めることがある。

4 入稿後の大幅な変更及び取り下げについては、理由を明らかにして委員会に諮る。寄稿者に対して、当該年度を除き2年間の寄稿を停止するものとする。

第6条 寄稿者は、論文の寄稿時に、不正行為を行わない旨の「広島女学院大学論集への寄稿にあたっての誓約書」を学長及び所長あてに提出しなければならない。

第7条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については委員会に一任する。

第8条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第9条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

第10条 不正行為に関する事項については、本学規程第442号「不正行為に係る告発の処理に関する規程」に則り、適切に対応するものとする。

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第4条及び第5条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程に第2条、第3条、第5条第1項及び第4項及び第7条を改正し、第5条第2項及び第3項、第6条及び第10条、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された改定規程の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001.	3.	27	制 定
2008.	7.	1	改 正
2012.	6.	12	〃
2013.	1.	15	〃
2014.	5.	13	〃
2015.	3.	3	〃
2018.	3.	13	〃

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科長（国際教養学科を除く）
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査委員会が審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書（会計報告を含む。）を提出しなければならない。

第10条 毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査及び実査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条を改正し2012年6月12日から施行する。

附 則

1 本細則は、第10条を加えて2014年5月13日から施行する。

附 則

1 本細則は、第11条を加え、第7条を改正する。

2 本細則は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則2を削って2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条及び第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学特別専任研究員規程

2001. 6. 19 制 定
2004. 3. 2 改 正
2015. 3. 3 " "
2018. 3. 13 "

(目 的)

第1条 本学大学院博士後期課程の修了者で、優秀な能力を持った人物の研究を継続・促進するため、総合研究所に特別専任研究員(以下「研究員」という。)を置く。

(資 格)

第2条 本学大学院博士後期課程の修了者で、引き続き研究活動を継続して行うことができ、研究科委員会より推薦された者とする。

(定 員)

第3条 原則として定員は1名とする。

(任 期)

第4条 研究員の任期は1期1年通算2年とする。ただし、総合研究所委員会が認めた場合はさらに1年に限り延長することができる。

(申 請)

第5条 研究員となる前年度の3月末までに研究計画書を指導教授のもとで作成し、総合研究所に提出する。

(審査と決定)

第6条 総合研究所委員会の審査を経て大学評議会に諮り、学長が決定して任命する。

給与については別に定める。

(研究活動)

第7条 研究員は指導教授のもとで研究活動を行う。ただし、研究活動が不可能になった場合は、その旨を速やかに総合研究所長に申し出なければならない。

(義 務)

第8条 研究員は研究の概要報告を、研究初年度末までに総合研究所に提出しなければならない。また、研究活動終了の年度末までに研究成果を学術雑誌等に発表し、総合研究所に報告しなければならない。

2 研究員は総合研究所長の命による義務を担うものとする。業務内容については別に定める。

3 本条に定める義務が遵守されなかった場合、研究員の資格を失うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会及び研究科委員会に報告する。

附 則

1 本規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第6条を改正し、第9条を加える。

2 2004年4月1日から施行された改正規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第9条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程

2008.1.8 制定

2013.1.15 改正

2015.3.3 //

2018.3.13 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第22条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」（以下「公的研究費のガイドライン」という。）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科長とする。

2 各責任者の具体的な責務については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年2月3日学長裁定）に定める。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、必要に応じて副責任者を任命することができる。副責任者は原則として総合研究所委員会の構成員から選ばれるものとし、コンプライアンス推進責任者の指示の下に業務を行う。

(総合研で行う業務)

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関すること
- (2) 応募・交付申請に関すること

- (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関する
こと
- (4) 科研費による出張に関すること
- (5) 実績報告に関すること
- (6) 研究成果報告等に関すること
- (7) 内部監査に関すること
- (8) 不正防止とコンプライアンス教育に関すること
- (9) 他の研究機関の科研費に関すること
- (10) 学内外からの業務に関する問合せ及び科研費の使用に関する相談への対応
- (11) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること

(研究者名簿への登録等)

第5条 文部科学省及び日本学術振興会の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員(外国人契約教員を含む)
- (2) 特別専任研究員
- (3) 客員研究員

2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。

3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第6条 研究代表者は、科研費の応募及び交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式2 0及び2 1）を提出しなければならない。また、研究分担者は、研究代表者による補助事業が交付決定通知を受けた場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式2 3）を提出しなければならない。

2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。

3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。

3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費

は、別に定める内規に基づき執行する。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

- 4 科研費(直接経費・分担金)の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費(直接経費・分担金)により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費(直接経費・分担金)の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、内部監査室が行う。

(他の研究機関の科研費)

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

第10条 コンプライアンス推進責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、公的研究費のガイドライン及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省大臣決定)」(以下「不正行為のガイドライン」という。)及び本学諸規程の定めにより速やかに統括管理責任者へ報告しその指示に従うものとする。

(不正防止)

第11条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費のガイドライン、不正行為のガイドライン及び本学諸規程の定めにより、科研費に関する不正を防止し適正な管理・監査の充実に努めるため、不正防止計画推進部署を置くものとし、総合研究所事務課をこれに充てる。

- 2 前項の各責任者の具体的な責務及び不正防止計画推進部署の役割については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針(2015年3月3日学長裁定)に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条を改正し2012年4月1日か

ら施行する。

附 則

- 1 本規程は、題目、第1条、第3条、第4条第1号及び第10号、第6条、第10条を改正し、第3条第2項及び第3項、第4条第8号、第5条第3号、第11条、第12条を加える。
- 2 本規程は、2008年4月1日から施行された規程の附則1を削り同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第3条(3)を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学受託研究規程

2009. 10. 13 制定

2015. 3. 3 改正

2018. 3. 13 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担し、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受入は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと学長が認める場合に限り行うものとする。

(申込み)

第4条 本学に受託研究を委託しようとする者は、本学の専任教員と事前に協議の上、所定の受託研究申込書を、総合研究所を経て学長へ提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適切であると学長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

2 前項において、申し込みの内容は、総合研究所委員会に設置される委員会（受託研究審査委員会）での審議を経て大学評議会に諮り、学長が決定するものとする

(契約の締結)

第6条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに学長と委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第7条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、30%に相当する額を、本学の雑収入として研究に必要な間接経費の一部に使用する。

3 前項にかかわらず、次に該当する場合の間接経費の取扱いは、受託研

究契約の定めるところによる。

- (1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合
- (2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備備品の所有権は、原則として本学に帰属し、委託者に返還しない。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めがある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、総合研究所事務課とする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2010年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を加え、第5条第2項を改正する。

2 本規程は、2009年10月13日制定の附則2を削って、2015年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

2008年1月 8日 制定
2014年5月13日 改正
2015年3月 3日 改正
2017年8月 1日 改正
2018年1月23日改正
2018年11月13日改正
2019年6月 4日 改正

(目的)

第1条 この取扱要領は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び日本学術振興会の交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費及び間接経費並びに他の研究機関からの分担金（以下「科研費」と総称する）の適正な執行及び管理を図るために、本学で行う処理の詳細について定める。

(根拠)

第2条 この取扱要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に基づく広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年3月3日 学長裁定）及び文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」並びに広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程第7条第6項に基づく。

(直接経費の執行)

第3条 科研費の直接経費は、この取扱要領及び学校法人広島女学院の諸規程等に準拠し執行・管理を行う。

- 2 科研費のうち科研費補助金の直接経費は、補助事業の年度毎に執行し、補助事業年度の3月20日までにすべての支払いを完了するものとする。補助事業年度の3月20日以前に出国する場合は、出国の前日までにすべての支払を完了していなければならない。
- 3 科研費のうち学術研究助成基金助成金の直接経費は、補助事業期間内であれば年度を越えて支払を完了することができる。

(直接経費の使用費目及び手続き等)

第4条 直接経費を使用する際の費目及びその手続き等は、次のとおりとする。出金する場合は、「科研費支出表（科研様式1）」に請求書等必要書類を添付して総合研に提出するものとする。

- (1) 物品費 物品（設備備品、図書、資料、消耗品等。）を購入するための経費。

物品費を使用する場合は次のとおりとする。

購入物品は、総合研究所事務課で納品検収を行なう。

物品の支出については、納品書、請求書等に総合研究所事務課の検収印と研究代表者の検収印が押印されていないものは支出しないものとする。

設備備品（図書を除く。）を購入する場合は、「科研費物品購入申請書(科研様式2)」を総合研に提出するものとする。設備備品（図書を除く。）は原則として庶務課あるいは総合研究所事務課から発注し、総合研究所事務課で納品検収後、当該研究者が使用可能となる。

3万円以上の図書等資料を購入する場合は、「科学研究費図書等資料購入申請書（科研様式26）」を事前に総合研究所事務課に提出するものとする。

図書は、総合研究所事務課で納品検収を行ない、図書と納品書、請求書等に検収印を押印し、図書館で

登録手続き等を行う。

ただし、消耗品扱いとなる図書については図書館での登録手続きを行わない。

設備備品（図書を除く。）の出金は、「科研費物品明細書（科研様式3）」を支出表等に添えて総合研に提出する。

また、3万円以上または財務課長が必要と認めた設備備品及び図書等資料のうち、広島女学院図書館資料管理規程第3条第1項に該当するものは、出金に係る書類に寄附書を添えて提出し、本学へ寄附の手続きを行う。

設備備品及び図書となるものの基準は次のとおりとする。

（ア）設備備品 固定資産及び物品管理規程第2条第1項イ及び第3項アに該当するもの

（イ）図書 広島女学院図書館資料管理規程第2条第1項に該当するもの

（2）旅費 研究代表者、研究分担者、その他研究へ協力する者の国内又は海外への出張のための経費。

旅費を使用する場合は次のとおりとする。

（ア）研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が国内に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願（科研様式4）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求（科研様式5）」を総合研に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告（記録）書（科研様式8）」を総合研に提出するものとする。

（イ）研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が海外に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願（科研様式4）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求書（科研様式6）」を総合研に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。

旅行者は帰国後、航空券の半券またはその写し、及びパスポートの該当頁の写しを総合研に提出するものとする。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告（記録）書（科研様式8）」を総合研に提出するものとする。

（ウ）研究機関に所属していない研究協力者等が出張する場合は、「科研費による研究協力者等出張申請書（科研様式9）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求書（科研様式5または6）」を総合研に提出すること。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない出張申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。また、研究協力者等は出張終了後、研究代表者を通じて速やかに「科研費出張報告（記録）書（科研様式12）」を総合研に提出するものとする。

（3）謝金等 アルバイトへの賃金、研究協力者等への謝礼金等の経費。

謝金等を使用する場合は次のとおりとする。

（ア）① アルバイトを雇用する場合は、「科研費アルバイト等雇用申請書（科研様式13）」を総合研に提出する。アルバイトの「科研費出勤表（科研様式14）」は、研究代表者が保管する。

② 研究代表者は、アルバイト最終勤務日以後、「科研費出勤表（科研様式14）」を確認し、必要事項を記入・捺印のうえ、原則として月ごとに支出表に添付して総合研に提出するものとする。

③ アルバイト料は、アルバイト名義の銀行口座に払込、又はアルバイトが会計窓口で受け取る。

④ 必要に応じて、総合研究所所長又は内部監査実施者が勤務の実態についてアルバイトに聞き取りを行うものとする。

（イ）研究協力者等への謝金等は、専門的知識の提供に対しては特に理由がある場合を除き1件3万円以内とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

（ウ）研究成果の原稿等の翻訳又は校閲を個人（本業でない者）に依頼する場合は、原則として下記の金額を上限とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

① 翻訳 日本語 400字当たり 4,800円

② 校閲 外国語 300 語当たり 2,600 円

(4) その他 上記に該当しない経費。

その他を使用する場合、不明な点があれば、事前に総合研に照会するものとする。

2 研究協力者に旅費や謝金等として直接経費を支払う場合は、科研費預金口座から、研究協力者の名義による銀行口座へ送金しなければならない。

(直接経費で購入した物品の修理費用等の扱い)

第5条 科研費で購入した物品に修理費用等が発生する場合は次のとおりとする。

(1) 設備備品として本学に寄付した物品は大学の経費で修理する。

(2) 消耗品等で本学に寄付していない物品の修理費は、その科研費が継続交付されている期間は、科研費（その他）で支出することができる。

(3) 前各号に該当しない場合は自己負担となる。

(間接経費の受入)

第6条 間接経費が交付される場合は次のとおりとする。

(1) 研究代表者の譲渡の申し出により、本学はその譲渡を受け入れる。

(2) 研究代表者は、間接経費が交付された場合「科研費間接経費譲渡申出書（科研様式16）」によりその譲渡を、学校法人広島女学院理事長に申し出る。

(3) 譲渡の申し出のあった間接経費については、本学の雑収入として受け入れる。

(間接経費の使用)

第7条 譲渡された間接経費の使用は次のとおり行う。

(1) 文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」の別添「間接経費の主な使途の例示」に記載されている内容に該当する本学の諸経費の一部について使用する。

(2) 使途の透明性を確保するため、科研費の交付内定後に総合研究所で使用計画案を作成し、総合研究所委員会の議を経て、大学評議会で審議決定し、教授会で報告した上で年度ごとに使用する。

(3) 間接経費を光熱水費の一部に使用する場合の具体的な計算方法は、当該年度の決算後（年間光熱水費確定後）に下記の計算式により算出する。

教員の研究室総面積÷大学全体の建物面積×100（小数点以下切り捨て）

大学全体の光熱水費×上記で算出した割合（円未満切り捨て）

(4) 間接経費で充当した金額については、他の補助金等の算定根拠としない。

(補助事業者の転出等による間接経費の扱い)

第8条 研究代表者が他の研究機関に所属することとなった場合又は他の研究機関の研究分担者に研究代表者を交替することとなった場合は、次のとおり行う。

(1) 直接経費の残額がある場合はその残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者に返還する。

(間接経費執行実績の報告)

第9条 使用した間接経費の実績報告は次のとおり行う。

(1) 使途の透明性を確保するため、間接経費の執行実績については文部科学省又は日本学術振興会の所定の様式「間接経費執行実績報告書」により総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会で年度ごとに報告する。

(2) 総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会での報告を経た所定の様式「間接経費執行実績報告書」を、文部科学省又は日本学術振興会へ提出する。

(その他)

第10条 この取扱要領に定められていない事項については、関係機関、本学関係部局及び関係者等と調整のうえ、取扱うこととする。

第11条 この取扱要領の改廃は、学長の決裁で行うものとする。

付則1 本取扱要領は、2008年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第3条を改正し、2014年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、取扱要領名及び第1条から第5条までを改正し、第6条を削除し、新たに第2条、第3条第3項及び第6条から第9条までを挿入して、2015年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第7条第2項を改正して、2017年8月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第1条、第3条第1項、4項、第4条第1項(1)、第2項を改正して、2018年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第4条第1項(2)、第2項を改正して、2018年11月13日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第4条第1項を改正して、2019年6月4日から施行する。

編集委員

柚木	靖史	総合研究所所長（代表）
磯部	祐美子	総合研究所委員
足立	直子	総合研究所委員
小林	文香	総合研究所委員
市川	知美	総合研究所委員
森保	尚美	総合研究所委員
下岡	里英	総合研究所委員

広島女学院大学総合研究所年報 Vol. 25

2021年7月31日発行 ©

〔非売品〕

編集代表 柚木 靖史

発行代表 三谷 高康

発行所 広島女学院大学総合研究所

〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目 13-1

TEL (代)082-228-0386